

2020年3月25日
株式会社ウエスト電力

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客様に対し、経済産業省から電気料金の支払い期日の延長を要請されております。

このような状況を踏まえまして、当社は以下の通り、特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」を受けており、当社へお申し込みがあったお客様

2. 特別措置の内容

電気料金の支払い期日を1か月延長

2020年3・4・5月分の電気料金につきまして、支払い期日（支払い義務発生日の翌日より30日目）を原則として1か月間延長致します。

3. 特別措置のお申込み方法

本件に関する特別措置を希望されるお客様は下記〔お問い合わせ先〕までご連絡下さい。

〔お問い合わせ先〕

株式会社ウエスト電力 業務本部：03-5353-6858

受付時間：平日9：00～18：00

（定休日：土曜・日曜・祝日）